

令和3年度

千葉市立高等学校第1学年入学者選抜要項

千葉市教育委員会

1 生徒定員

千葉市立千葉高等学校全日制第1年次

普通科 280名（男女共学）

理数科 40名（男女共学）

千葉市立稲毛高等学校全日制第1学年

普通科 280名（男女共学）

国際教養科 40名（男女共学）

2 募集人員

千葉市立千葉高等学校全日制第1年次

普通科 280名（男女共学）

理数科 40名（男女共学）

千葉市立稲毛高等学校全日制第1学年

普通科 200名（男女共学）

国際教養科 40名（男女共学）

3 入学検査料

千葉銀行窓口にて専用納付書により2,200円を納入し、納付済証明書を入学願書に貼付する。

注）専用納付書の配布は、千葉銀行の千葉市内店舗（本店営業部及び出張所、区役所派出所を含む。）において行う。また、納入は千葉銀行の全店舗で受け付ける。

一度受領した入学検査料は、還付しない。

4 一般入学者選抜

千葉市立千葉高等学校及び千葉市立稲毛高等学校の全ての学科において、各高等学校が定めた期待する生徒像に基づき、学力検査の成績、学校設定検査（面接、集団討論、自己表現、作文、小論文、適性検査、学校独自問題による検査及びその他の検査のうちから各高等学校がいずれか1以上の検査を設定して実施する検査をいう。以下同じ。）の結果及び書類審査等により入学者の選抜を行う。

（1）期待する生徒像

千葉市立千葉高等学校

普通科

幅広い分野について興味・関心を有し、次のア～ウのすべてを満たす生徒

ア 学習成績が極めて優れており、かつ、入学後も学習に高い向上心をもって取り組むことができること。

イ 他者の考えを的確に理解し、かつ、自分の考えを明確に発信できる力をもつこと。

ウ スポーツ活動・文化活動・生徒会活動・ボランティア活動等に積極的に取り組む意志があること。

理数科

理数分野に強く興味・関心を有し、次のア～ウのすべてを満たす生徒

ア 学習成績が極めて優れており、かつ、入学後も学習に高い向上心をもって取り組むことが

できること。

イ 他者の考えを的確に理解し、かつ、自分の考えを明確に発信できる力をもつこと。

ウ スポーツ活動・文化活動・生徒会活動・ボランティア活動等に積極的に取り組む意志があること。

千葉市立稲毛高等学校

普通科

人物ならびに学習成績に優れ、入学後も学習活動に意欲的に取り組むとともに、多面的・多角的に課題を探究し続けることができる者。

国際教養科

人物ならびに学習成績に優れ、入学後も学習活動に意欲的に取り組むとともに、多面的・多角的に課題を探究し続けることができる者。

(2) 提出書類並びにその提出期間、受付時間及び提出先

ア 提出書類

入学願書、調査書等

イ 提出期間及び受付時間

提出期間	受付時間
令和3年2月9日(火)	午前9時から午後4時30分まで
令和3年2月10日(水)	
令和3年2月12日(金)	午前9時から正午まで

ウ 提出先

志願する高等学校の校長

(3) 志願又は希望の変更

ア 出願した者は、1回に限り、志願する高等学校の変更又は希望する入学者選抜の種類及び学科の変更をすることができる。

イ 受付期間及び受付時間

受付期間	受付時間
令和3年2月17日(水)	午前9時から午後4時30分まで
令和3年2月18日(木)	午前9時から午後2時まで

(4) 入学願書等の提出期間等の特例

ア 入学願書等の提出期間及び志願又は希望の変更の受付期間について、次の(ア)又は(イ)に該当する者に対し特例を認める。

(ア) 入学願書等の提出期間を経過した後に、保護者の転勤等に伴う転居により、志願した高等学校入学後の通学に支障が生じたため、やむを得ず千葉市立高等学校を新たに志願しようとする者

(イ) 志願又は希望の変更の受付期間中に、保護者の転勤等に伴う転居により、志願した高等学校入学後の通学に支障が生じたため、やむを得ず志願又は希望の変更をしようとする者

イ 入学願書等の提出期間及び志願又は希望の変更の受付期間並びに受付時間

提出期間	受付時間
令和3年2月17日(水)	午前9時から午後4時30分まで
令和3年2月18日(木)	午前9時から午後2時まで

(5) 検査の期日

令和3年2月24日(水)及び25日(木)

(6) 検査の内容

ア 第1日の学力検査の内容

教科	時間	配点
国語・数学・英語	国語・数学は各50分、英語は60分	各教科100点

イ 第2日の検査の内容

(ア) 学力検査の内容

教科	時間	配点
理科・社会	各教科50分	各教科100点

(イ) 学校設定検査

千葉市立千葉高等学校

普通科 小論文

理数科 小論文

千葉市立稲毛高等学校

普通科 面接

国際教養科 面接

(7) 追検査

インフルエンザ罹患等のやむを得ない理由により本検査を全く受検することができなかった者について、3月3日(水)に実施する。

ア 提出書類

追検査受検願、本検査を受検できなかった理由を証明する書類等

イ 提出期間及び受付時間

提出期間	受付時間
令和3年2月26日(金)	午前9時から午後4時30分まで
令和3年3月1日(月)	午前9時から正午まで

ウ 提出先

志願した高等学校の校長

(8) 選抜方法

ア 中学校(義務教育学校を含む。以下同じ。)の校長から送付された調査書等の書類の審査、学力検査の成績及び学校設定検査の結果を選抜の資料とし、各高等学校の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。

イ 調査書中の必修教科の評定の全学年の合計値及びその他の記載事項、学力検査の成績、学校設定検査の結果等の選抜の資料は原則として数値化するものとし、選抜の資料の配点は各高等学校において別に定める。

また、欠席が多い理由、障害があることによって生ずる事柄その他特に説明しようとする事柄について、志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜のための資料に加えることができる。

ウ 千葉市立稲毛高等学校国際教養科を志願する者については、学力検査の英語の得点を1.5倍した値を英語の得点とみなす。

(9) 入学許可候補者の発表の日時及び場所

ア 日時

令和3年3月5日(金)午前9時

イ 場所

志願した高等学校

5 海外帰国生徒の特別入学者選抜

千葉市立稲毛高等学校普通科及び国際教養科の「4 一般入学者選抜」の募集人員の一部について特別に入学者の選抜を行う。

(1) 志願要件

ア 外国における在住期間が帰国時からさかのぼり継続して2年以上4年未満の者で、帰国後1年以内のもの

イ 外国における在住期間が帰国時からさかのぼり継続して4年以上の者で、帰国後2年以内のもの

(2) 提出書類並びにその提出期間、受付時間及び提出先

ア 提出書類

入学願書、調査書、海外在住状況説明書等

イ 提出期間、受付時間及び提出先

「4 一般入学者選抜」の(2)のイ及びウに定めるところによる。

(3) 志願又は希望の変更

ア 出願した者は、1回に限り、志願する高等学校の変更又は希望する入学者選抜の種類、学科の変更をすることができる。

イ 受付期間及び受付時間

「4 一般入学者選抜」の(3)のイに定めるところによる。

(4) 入学願書等の提出期間等の特例

「4 一般入学者選抜」の(4)に定めるところによる。

(5) 検査の期日

令和3年2月24日(水)

(6) 検査の内容

ア 学力検査の内容

教科	時間	配点
国語・数学・英語	国語・数学は各50分、英語は60分	各教科100点

イ 学校設定検査

普通科 面接

国際教養科 面接

(7) 追検査

「4 一般入学者選抜」の(7)に定めるところによる。

(8) 選抜方法

「4 一般入学者選抜」の(8)のア及びイに定めるところによる。

(9) 入学許可候補者の発表の日時及び場所

「4 一般入学者選抜」の(9)に定めるところによる。

6 中国等帰国生徒の特別入学者選抜

「4 一般入学者選抜」の募集人員の一部について、特別に入学者の選抜を行う。

(1) 志願要件

保護者が中国等引揚者で、保護者とともに引き揚げ、千葉県内（普通科は千葉市内）に居住しているか又は居住予定のある者のうち、帰国して3年以内のもの

なお、中国等引揚者とは、昭和20年9月2日以前から引き続き中国等に居住していた者等で、その後永住の目的をもって帰国したものをいう。

(2) 提出書類並びにその提出期間、受付時間及び提出先

ア 提出書類

入学願書、調査書、中国等帰国生徒特別措置適用申請書等

イ 提出期間、受付時間及び提出先

「4 一般入学者選抜」の(2)のイ及びウに定めるところによる。

(3) 志願又は希望の変更

ア「4 一般入学者選抜」の(3)に定めるところによる。

(4) 入学願書等の提出期間等の特例

「4 一般入学者選抜」の(4)に定めるところによる。

(5) 検査の期日

「5 海外帰国生徒の特別入学者選抜」の(5)に定めるところによる。

(6) 検査の内容

面接及び作文

(7) 追検査

「4 一般入学者選抜」の(7)に定めるところによる。

(8) 選抜方法

中学校の校長から送付された調査書、中国等帰国生徒特別措置適用申請書等の書類の審査並びに面接及び作文の結果を選抜の資料とし、志願者の特別な事情を考慮して、総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。

また、欠席が多い理由、障害があることによって生ずる事柄その他特に説明したい事柄について、志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜のための資料に加えることができる。

(9) 入学許可候補者の発表の日時及び場所

「4 一般入学者選抜」の(9)に定めるところによる。

7 その他

上記以外の入学者選抜の実施に関して必要な事項については、別に定める。